

# 41 原子力船「むつ」安全監視委員会の設置及び運営に関する要綱

## （目的及び設置）

第1条 青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会（以下「青森県等」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保のため、放射能の監視等を適切かつ円滑に実施することを目的として、原子力船「むつ」安全監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 青森県等の環境放射能の測定計画、測定の実施方法、測定結果の評価等について審議すること。
- (2) 必要に応じ、青森県等が行う放射能の監視作業等に立ち会い、又は自ら放射能の監視等を行うこと。
- (3) そのほか国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保に関する必要な事項について審議すること。

## （組織）

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

## （会長）

第4条 委員会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

## （委員）

第5条 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 青森県が推せんする学識経験者          | 2人 |
| むつ市が推せんする学識経験者          | 1人 |
| 青森県漁業協同組合連合会が推せんする学識経験者 | 1人 |
| 青森県の職員                  | 2人 |
| むつ市の職員                  | 1人 |
| 青森県漁業協同組合連合会の職員         | 1人 |

- 2 委員の任期は、委員会の存続期間とする。
- 3 委員は、当該委員の推せん者及び会長の承認を得て、委員を辞することができる。

## （庶務）

第6条 委員会の庶務は、青森県危機管理局において統括し、及び処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

昭和49年10月14日 締 結  
昭和57年 8 月30日 要綱の一部を改正する要綱締結  
昭和63年 2 月18日 要綱の一部を改正する要綱締結  
平成18年 1 月31日 要綱の一部を改正する要綱締結  
平成28年 4 月 1 日 要綱の一部を改正する覚書締結  
青森県知事 三 村 申 吾  
むつ市長 宮 下 宗一郎  
青森県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 赤 石 憲 二

※上記締結当事者の氏名は、平成28年 4 月 1 日当時のものである。